

航空貨物に係る事前報告制度の拡充 について

平成29年5月
財務省関税局監視課



航空貨物に係る事前報告制度拡充の背景等

背景

米国における同時多発テロ(2001年)等を受け、世界各国の税関は、貨物や旅客等に対するテロ対策を強化している。また、2016年も、フランス、バングラデシュ等においてテロ事案が発生するなどテロ情勢は厳しさを増している。

我が国税関としても、2019年(平成31年)のラグビーワールドカップ、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていく必要がある。

税関において、より効果的かつ効率的な水際取締りを実施するためには、航空貨物のリスク分析に必要な情報の事前入手が重要となる。

(参考) 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」 (抄)

(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

財務省は、国際郵便・航空貨物に係る事前情報の電子的入手・活用のため(中略)、パイロットプロジェクトの実施を含め、その制度・体制・システム整備等を進める。



見直しの内容

航空貨物に係る事前報告制度の拡充(情報の充実・電子化)等に関する関税法等の規定を整備する。

航空貨物に係る積荷情報項目の追加

- ・マスターAWB情報の報告項目(荷送人・荷受人)を追加。
- ・ハウスAWB情報を報告対象に追加。

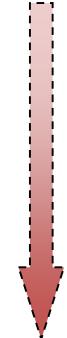
平成30年度施行

NACCSによる報告の原則化

- ・航空貨物に係る積荷情報を原則NACCSにより報告。
- ・効果的・効率的なリスク分析の実施。

(参考)積荷情報の事前報告制度の拡充経緯(航空貨物)

〔平成15年度まで〕 → 〔平成16年度改正〕 → 〔平成18年度改正〕 → 〔平成29年度改正〕



入港前

入港前に求める
ことができる

▶積荷目録
(マスターAWB情報)

入港前報告義務化

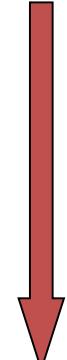
▶積荷に関する事項
(マスターAWB情報)

入港前報告義務化
(電子報告義務化)

▶積荷に関する事項
(マスターAWB情報及び
ハウスAWB情報)

(平成19年2月1日施行)

(平成30年度中施行)



入港後

入港後の提出義務

▶積荷目録
(マスターAWB情報)

入港後の提出義務

▶積荷目録
(マスターAWB情報)

(入港前に税関の求めに応じ
て提出した場合は省略)

(平成16年4月1日施行)

航空貨物に係る事前報告制度の拡充①

区分	制度	報告者	項目	現行	拡充後
入港	報告義務	機長	報告対象	外国貿易機	—
			報告期限	・入港3時間前 ・入港1時間前(航行時間が3時間以上5時間未満の場合) ・入港する時(航行時間が3時間未満の場合)	—
			報告方法	書面又はNACCS	原則NACCS(法律) 【平成30年度施行】
			報告内容	[マスターAWB情報] 仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及びAWBの番号	【追加】マスターAWB情報に荷送人・荷受人の氏名及び住所を追加(政令) 【平成30年度施行】 【新設】[ハウスAWB情報] (政令) 仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人・荷受人の氏名及び住所及びAWBの番号 【平成30年度施行】
出港	報告の求め	機長	報告対象	外国貿易機	—
			報告内容	[マスターAWB情報] 仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及びAWBの番号	—
			報告方法	書面	—

航空貨物に係る事前報告制度の拡充②

○ 航空貨物に係る積荷情報項目の追加



事前報告：原則入港3時間前の貨物情報によりリスク分析

外 国

[現行]

マスターAWB情報

貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、数量、品名、マスターAWB番号

報告方法

紙、NACCS

日 本

+便情報

[拡充後]：赤字、赤枠が改正部分 【平成30年度施行】

マスターAWB情報

貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、数量、品名、**荷送人の氏名・住所、荷受人の氏名・住所**、マスターAWB番号

報告方法

原則
NACCS

より効果的
かつ効率的
なリスク分析



離陸

ハウスAWB情報：混載貨物

貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、数量、品名、荷送人の氏名・住所、荷受人の氏名・住所、マスター及びハウスAWB番号

+便情報

輸入申告

・原則、保税地域搬入後

フォワーダー
(通関業者)

税関

入港

保税地域



報告期限

原則3時間

報告方法、制度施行日等

報告方法

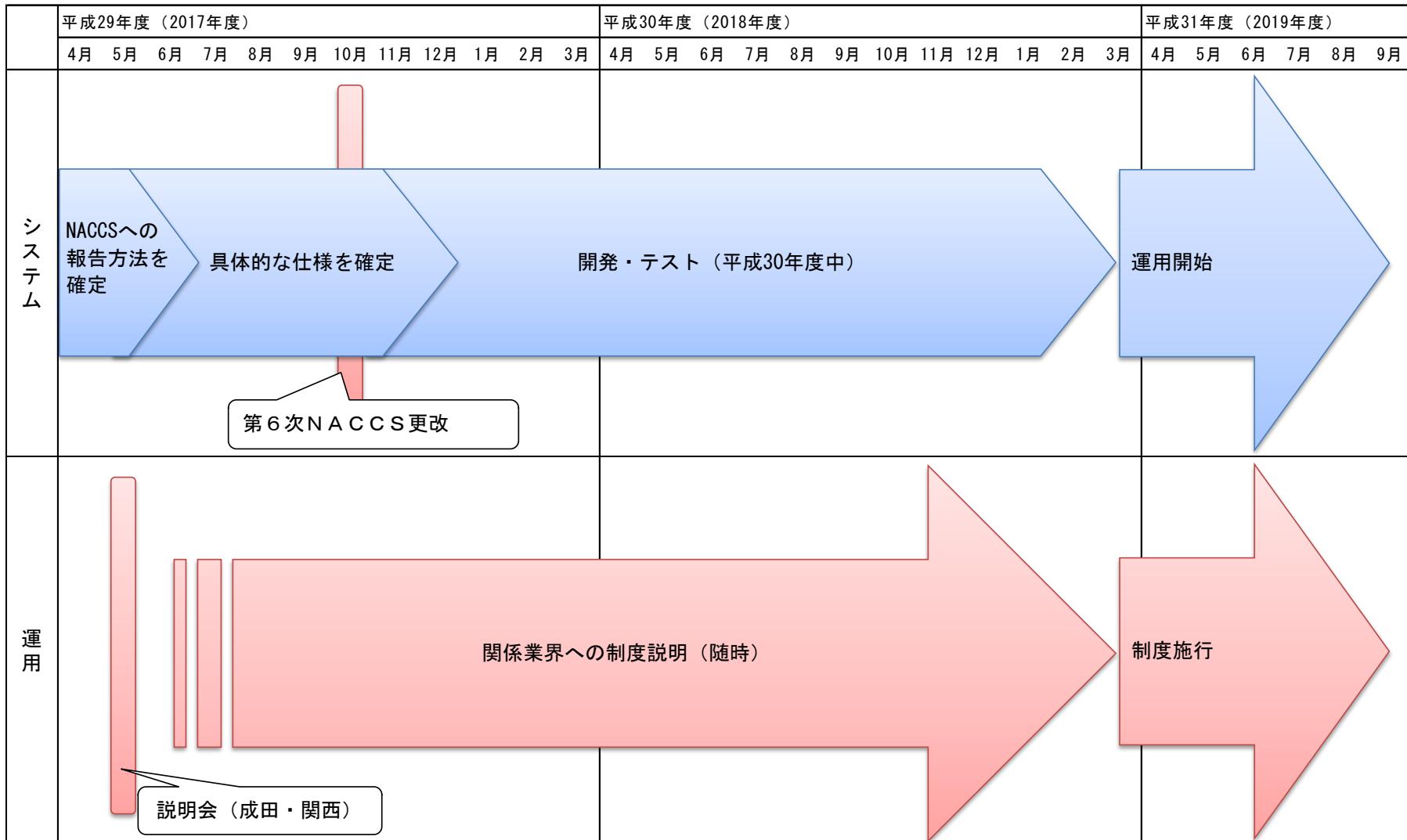
電気通信回線の故障等を除き、NACCSによる報告を行う必要があります。具体的な報告方法についてはシステム仕様を検討中です。

制度施行日等

平成30年度中に施行することとしておりますが、具体的には、官民双方のシステム整備状況等を踏まえ決定することとしております。

その他、具体的な手続などについては、税関ホームページに掲載することとしております。

今後のスケジュール



※ 制度施行時期は平成30年度中としておりますが、具体的な時期は未定です。